

第8回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成24年6月1日(金) 13:30~15:40
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：青木室長、内閣参事官ほか
傍聴：外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省ほか

議事

1 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について

(1) 事務局から説明

これまでの議論を基に、現時点における当作業部会の見解を整理した。

① 高等教育機関への進学支援等

一点目は、アイヌ民族の教育水準の向上を図るための支援。奨学金については、一般的な制度として、日本学生支援機構による奨学金事業がある。また、北海道においては、アイヌの人々を対象とした特別対策として「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」が実施されているが、北海道外に居住するアイヌの子弟には適用されていない。

こうした現状を述べた上で、北海道外に居住するアイヌの子弟に対しても支援が可能となるよう、特別制度として、奨学金事業の充実・改善に向けた方策を検討することが望まれるとしている。

具体的には、例えば、北海道の制度において、北海道外に居住するアイヌの子弟が北海道内の大学に進学するような場合も支援の対象に含めることなども考えられるが、これを含めて、どのような方策が有効であるかについて検討することが必要であるとしている。

ただし、検討に当たっては、北海道の制度との関係を整理すること、また、対象者を認定するための基準や手続等について、慎重に検討することが必要であるとしている。

また、日本学生支援機構等が実施する奨学金制度や授業料免除制度等についての周知も必要であるとしている。

二点目は、大学等におけるアイヌ文化等に関する教育・研究活動に対する支援。大学等におけるアイヌ文化等への教育・研究活動に対する支援も、アイヌ文化等への理解の促進に加えて、アイヌの子弟の進学意欲の向上やアイヌ文化の担い手の育成という観点から、大きな役割が期待されるとしている。

現在、一部の大学においては、アイヌ文化等に関する教育・研究活動が実施されているほか、アイヌ文化等を学ぶ学生に対する奨学金の支給が行われており、国においても、大学等に対する既存の支援の一層の活用・充実など、教育・研究環境の整備に努める必要があるとしている。

三点目は、中途退学への対応。北海道外アイヌの生活実態調査では、経済的な理由によって高等学校を中途退学する例が多いとの指摘がなされていることを受け、高等学校での中途退学を予防するための方策として、奨学金制度の周知、あるいは相談体制の充実等の措置を講ずることが必要であるとしている。

② 生活等の相談に対応する等の措置

北海道外アイヌの生活実態調査では、近くに信頼して相談できる人がいないと報告されている。また、北海道内ではアイヌの人々の生活上の相談に応ずるために「アイヌ生活相談員」が配置されている市町村があるが北海道外においては特別の体制は整備されていない。

こうした現状を述べた上で、北海道外においても、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、定期的な生活相談の実施といった、生活相談の取組を実施することが検討されるべきであるとしている。

更に、アイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえて、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められるとしている。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきであるとしている。

そのほか、人権に関わる相談については人権擁護委員等の相談窓口で適切に対応していくとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対する研修の充実、さらに、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要であるとしている。

③ 安定した就労への支援

一点目は、アイヌの就労を支援する職業訓練の充実。北海道外アイヌの生活実態調査では、派遣社員、パート・アルバイトの比率が高いという指摘がある。

職業訓練については、雇用保険受給者等を対象とする公共職業訓練に加え、平成23年10月には、雇用保険を受給できない者を対象とする求職者支援制度による職業訓練が導入されるなど、職業訓練機会の拡充が図られてきている。

こうした現状を述べた上で、各種職業訓練の制度を有効に活用することとともに、アイヌの人々の求職ニーズを踏まえて、例えば、パソコン習得の支援等の取組、あるいは技能を確実に習得することのできる訓練内容及び期間を考慮した職業訓練の実施について検討することが求められるとしている。

二点目は、アイヌに対する職業相談の充実。北海道内においては、アイヌの人々を対象とする職業相談員が配置されているが、北海道外における職業相談員の配置は、効率性や利便性の面に難点があると考えられるとしている。このため、ハローワークに配置されている職業相談員を活用してきめ細かな職業相談を行うとともに、職業相談員に対する研修の実施、研修内容の更なる充実を図ることが効果的であるとしている。

そのほか、就職差別のない公正な採用選考を推進するため、各種啓発資料等におけるアイヌの人々に関する記述の充実を図ることや、現行の各種雇用施策の一層の周知を図ることが必要であるとしている。

④ 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

一点目は、アイヌ文化等に関する情報発信等の強化。現状として、アイヌ文化振興・研究推進機構、いわゆるアイヌ文化振興財団が様々な事業を展開しているほか、首都圏にアイヌ文化交流センターを設置・運営している。

北海道外アイヌの生活実態調査では、文化伝承への意識は高いといった指摘がある一方、どこでどのようなアイヌ文化の伝承等の活動が行われているのか周知してほしいなどの意見があり、それらを踏まえて、アイヌ文化等に関する情報発信や、北海道外におけるイベントの開催等の取組を一層強化することが必要であるとしている。

二点目は、アイヌ文化伝承活動への支援。現在、アイヌ文化交流センターにおいて、アイヌ語上級講座等の各種講座が開催されているが、北海道外におけるアイヌ文化の一層の振興を図るため、利用者の要望を把握した上で、講座を拡充するなど、アイヌ文化を学ぶ機会の充実を図ること、また、学習した成果を披露、発表する機会の充実を図ることなどが必要であるとしている。

三点目に、その他として、アイヌ語は、ユネスコから消滅の危機にある言語の一つとして指摘されていることを受けて、関係省庁でアイヌ語に関する調査研究が実施されているという現状を述べた上で、今後は関係機関におけるアイヌ語の調査研究を一層充実・強化させるとともに、その成果の普及啓発を行っていくことが必要であるとしている。

⑤ 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保

北海道内では「生活館」が設置されているが、北海道外においては設置されていない。また、アイヌ文化交流センターでは火を用いたアイヌの伝統的な調理や儀式ができないといった利用上の制約がある。こうしたことから、首都圏に在住するアイヌの人々からは、「生活館」機能の一つであるアイヌの人々の交流の場に加えて、アイヌの歴史や文化を紹介する機能を併せ有する施設の設置についての要望がある。

これを受けて、北海道外においても、必要に応じ、このような機能を有する施設を確保することが望ましいとし、アイヌの人々のニーズをより詳細に把握して、アイヌ文化交流センターとの関係を整理した上で、既存施設の有効活用の可能性、生活館制度とは別の制度の創設の可

能性などについて、幅広く検討することが必要であるとしている。

その他の留意事項として、二点挙げている。

一点目は、政策の対象者の認定について。透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討することが必要であるとしている。「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会において行われた予備的検討では、特に、政策の対象者であることの確認等に関与する機関又は団体をどのように考えるのか、また、政策の対象者の確認に当たり、何を基準にして、どのような資料を用いて行うか、といったことが論点として整理されており、今後、これらの点について更に検討を深める必要があるとしている。

二点目は、幼児期からの教育の重要性について。アイヌ民族の教育水準の向上と、アイヌ文化に親しむことができる環境の整備の観点から、人間形成の基礎が培われる幼児期からの教育の重要性を指摘する意見があり、今後の検討に当たっては、この点についても留意することが望まれるとしている。

まとめとして、これまで、道外アイヌ調査部会報告を踏まえ、特に北海道外に居住するアイヌの人々に対する生活教育面での支援策についての検討を行ってきたが、有識者懇談会報告においては、そのほかにも幅広い政策が提言されており、今後のアイヌ政策の推進に向けて、継続的な検討が進められ、可能なものから速やかに実施されることを強く期待するとしている。

(2) 主な意見等

- 高等教育機関への進学支援について、道外の子弟に対して北海道の修学資金制度を適用することも含めて検討するとのことだが、このことに関して意見を申し上げたい。
例えば、札幌大学が実施しているウレシパ奨学生制度は、年間授業料相当額の奨学金を大学がいったん支給した上で、同額の授業料を納めてもらうというものであるが、北海道の修学資金は学費の上限までしか借りることができない。そうすると、北海道の修学資金を受けるウレシパ奨学生は、そこから施設使用料を支払うと、月当たり5万円ちょっとで生活していかなければならないことになる。
一方、学生支援機構の有利子奨学金は、学生が貸与額を選択することができ、月額10万円借りることもできる。
そうすると、学生支援機構の奨学金を借りている学生の方が一生懸命勉強できる、アイヌの若者はアルバイトをしない限り学業を続けられないということもある。
道の修学資金が、すばらしい制度として存在していて、その適用を道外でも、という流れになっているような気がするが、この検討を進められるとすれば、道の制度をもう少し充実させるなどの見直しを同時に行っていただきたい。
- 今の指摘はいくつかの前提を置いた上でのものであり、それを含めて検討をする必要があるのかもしれない。
- 道内の大学に道外のアイヌが進学したときは、北海道の制度の対象に含めることが考えられるとのことだが、道外のアイヌの子どもたちが全員北海道の大学への進学を希望するわけではない。
- これは、現在ある制度をどこまで活用できるかということを一例として挙げているものであるが、それがそのまま素直に読み手に通じかどうかについての懸念があることはそのとおりであり、丁寧に説明する必要があると思う。
- 北海道外アイヌの生活実態調査では、大学の進学率は道内よりもよかったが、その要因としては自宅から通えるということがあると思う。道内の場合は、自宅外からの通学が多くなり、費用の問題が大きい。奨学金制度の設計が実態に合っていない。
- 幼児期からの教育、家庭の教育環境、親の経済的なレベルアップ、更に、奨学金を借りて就職した後どんな道があるのか。幼児期から社会人になるまでの流れの中で制度設計しなければならない。北海道の制度に基準を合わせるのではなくて、先住民族政策という形で取り組んでいただきたい。

- ・ 対象者の認定の問題について、北海道アイヌ協会では、今、必ず戸籍の添付を求めているが、このような制度は世界中で実施されている。透明性のある制度を検討する必要があるというのはもっともなことであるので、戸籍を中心として作業をすべきであると提案する。
- ・ 諸外国で行われている認定制度に照らし、我が国独自の事情もあるので、戸籍を重要な手がかりとしながら検討したいと考えている。
- ・ 平成20年の国会決議では、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという認識を示し、アイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むよう述べている。
生活の関係と幼児期からの教育について、もう少し踏み込んで検討していただきたい。
- ・ 幼児期からの教育については、今後の検討に当たって留意するようにとの指摘がなされている。また、生活の対策については、国で現在進められている社会保障制度の改革等にも関わってくる問題でもあり、より実効的な施策を実現するという観点から言えば、そういう広い視野で考えていく必要があると思っている。
ここでまとめられた案は、現行制度の拡充が中心であり、本質的な問題の解決に向けた検討は、なお継続されていくべきものと理解している。
- ・ アイヌ語の問題について、調査研究を実施している大学等は増えているのだろうが、実際のアイヌ語の伝承という面からすると、かなり厳しい状況にあると言える。例えば、高等教育の中でアイヌ語を教えることができるような学生を育成する場をつくる、というようなことも盛り込んでいただきたい。
- ・ 検討する。
- ・ 民生委員、職業相談窓口、人権擁護委員などの活用が挙げられているが、アイヌに関係のある人、理解のある人を置くシステムをつくった方がよいと思う。
- ・ 相談体制については、より実質的なニーズに即した別の制度の可能性についても触れているが、現にあるものを改善することも避けて通るべきではない。現に存在している民生委員、人権擁護委員等に対して、実のある研修をしていくことも必要と考えている。
- ・ 東京都には職業相談員と人権相談員が1名ずついるが、これでは不十分であるし、活動が東京都に限られるという問題がある。実際アイヌは、東京都だけではなく広く首都圏に住んでいるという現実があることを考えてほしい。また、アイヌにだから話せるアイヌの悩みがある。その対応ができるアイヌの人材を抜擢していくのでなければ、問題解決にはならない。
- ・ 優秀なアイヌ語の学者がどれだけたくさん生まれても、アイヌそのものが自分たちの母語を話せないようでは話にならない。アイヌ自身が若い世代に教えていける、アイヌそのものを育てていくという発想でなければ、結局は今までと一緒になる。
- ・ 相談する相手がアイヌの人と忌憚のない意思疎通ができる者であることに留意するという点については、十分かどうかはともかく、問題の指摘がなされている。
- ・ 後者の問題は非常に本質的な問題だが、おそらく、政策としてできることは環境の整備であって、その環境をどう生かすかはアイヌの人たち一人ひとりが自らの意思で決めることであるから、利用しやすい制度を整備することが政策の目指すべきところと感じている。とはいえ、今の指摘の根底にあることをきちんと受け止めながら、具体的な政策をつくっていくべきであると考えている。
- ・ 職業訓練の関係について、例えば、パソコン習得の支援が挙げられており、これはよい例だと思うが、3か月ではなくて、1年なり2年という期間を設けてもらうよう、お願いしたい。
- ・ 原案にある「技能を確実に習得することのできる訓練内容及び期間を考慮した職業訓練の実施

について検討する」という記述で、今の意見を受け止められると思っている。

- ・ 今後のスケジュールを確認したい。
- ・ スケジュールについては、奨学金のような道の制度と関係のあるものは、そこと歩調を合わせて検討していくことになると思うが、それ以外については、できるものから速やかにやっていくことになるのではないかとと思っている。

(3) 確認事項

検討状況について、アイヌ政策推進会議に報告する。

議題2 民族共生の象徴となる空間の具体化について

(1) 事務局から説明

これまでの議論を基に、現時点における当作業部会の見解を整理した。

① これまでの経緯、政府の検討状況

平成23年6月に取りまとめられた「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告を受けて、政府においては、内閣官房が中心となって、文科省、国交省などの関係省庁あるいは関係地方公共団体などが連携協力し、具体化に向けた検討に着手している。

平成23年度には、国交省で象徴空間のイメージ構築に向けた検討調査を実施しており、文化庁においては、博物館の整備・運営に関する調査検討委員会を設置し、検討を進めている。また、文科省において、大学等におけるアイヌの人骨の保管状況等の調査を進めている。

平成24年度には、文化庁、国交省において、それぞれ博物館、公園的な土地利用について検討を行うとともに、それ以外の論点についても、引き続き政府部内が中心になって検討を行う予定である。

② 象徴空間基本構想の必要性等

象徴空間は、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化などに関する国民各層の幅広い理解の促進を図るとともに、将来へ向けてアイヌ文化の継承をより確実なものとして、新しいアイヌ文化の創造、発展につなげていくという、過去・現在・未来を通じた複合的な意義を有する空間となることが求められている。

象徴空間の早期の実現に向けては、作業部会報告などを踏まえ、それらが示す将来像を念頭に置きながら、当面、象徴空間の整備あるいは具体的な取組として、どういったことを行っていくべきかという基本的な方向性を明らかにして、具体的な検討に着手するとともに、アイヌの人々をはじめ、広く国民の理解を得るように努めることが必要である。

こういったことが考えられるために、政府において、象徴空間基本構想を早期にとりまとめ、象徴空間に関する検討の一層の具体化に取り組むべきであるとしている。

なお、象徴空間に関する検討・準備体制の整備も含めた、国と関係地方公共団体との連携・協力の一層の強化、またアイヌの人骨の返還や集約に向けた進め方に関する速やかな検討については、部会での議論を踏まえ、政府において十分に対応すべきであるとしている。

基本構想に盛り込むべき事項としては、次の点を挙げている。

- ・ 基本構想の位置づけ
- ・ 象徴空間の意義・目的
有識者懇談会報告、作業部会報告の提言などを踏まえること。
- ・ 象徴空間の位置・範囲
北海道白老町のポロト湖畔を中心とする地域に整備するという。文化施設、博物館などを核として、公園的な土地利用を行う中核区域と、その周辺にあって文化伝承活動などを行っていく関連区域で構成されるとしている。
- ・ 象徴空間の機能
象徴空間がアイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして機能を果たしていくということ。ナショナルセンターにふさわしい総合的かつ高度な取組を集約することを基本としながら、子どもから大人までアイヌの世界観、自然観を学ぶことができるよう

な工夫を図るべきであるとしている。

- ・ ポロト湖畔の土地利用計画（ゾーニング）
博物館ゾーン、中央広場ゾーン、体験・交流ゾーンという3つのゾーンを設定すること。

これまでの部会で報告できていない部分、また今後検討を深めなければならない課題を4点提示させていただく。最終的にはこれも含めた形で報告されるとよいのではないかと考えている。

① 文化伝承・人材育成機能、体験交流機能に係る検討

象徴空間では、伝統的家屋等の施設や、周辺の豊かな自然空間を有効に活用して、現在、アイヌ民族博物館や白老地域イオル再生事業で実施されている様々なアイヌ文化の実践・伝承、伝承者等の人材育成、体験交流といった取組を充実・強化することが望ましいと考えられる。今後、こうした象徴空間における具体的な取組内容の全体像を早期に検討して、整理することが必要であるとしている。

② 整備・管理運営体制、施設等の在り方等に係る検討

政府において、今後、象徴空間の具体的な整備方法、将来的な管理運営体制の在り方、具体的に整備する伝統的家屋、工房その他の施設の在り方などについて、早期に検討・整理することが必要であるとしている。また、現在、ポロト湖畔において文化伝承活動、体験交流活動を実施している財団法人アイヌ民族博物館の人材と知見を、象徴空間の管理運営に最大限活用すべきであるとしている。

③ アイヌの人骨に係る検討

大学等における人骨の保管状況などの調査と並行して、政府において、調査後の人骨の返還に向けた進め方の検討を速やかに進めるとともに、尊厳ある慰霊が可能となるように、関係者の理解を得ながら、人骨の集約施設の在り方、慰霊への配慮の在り方、研究との関係などを検討・整理する必要があるとしている。

④ その他の留意事項

象徴空間に関する国民理解を促進していくという観点から、政府においては、基本構想を早期にとりまとめた後、さまざまな普及啓発策を講ずることが望ましいとしている。また、白老以外の地域で行われるイオル再生事業については、象徴空間の取組との役割分担などを勘案して、有機的な連携の確保を図るため、これまでの実績などを踏まえながら、中期的な観点から検討していくことが必要であるとしている。

(2) 主な意見等

- ・ 基本構想を早期にとりまとめることとなっているが、目途を聞かせていただきたい。
また、アイヌ政策を担当する機関が分かれていて、ばらばらになっているような気がする。総合的な窓口が置かれていないと、施策全般を見渡せないと思われる。
- ・ 基本構想のスケジュールについては、アイヌ政策推進会議への報告後、できるだけ速やかに、と思っている。
また、政策の推進体制の件については、「象徴空間に係る検討・準備体制の整備も含めた、国と関係地方公共団体の連携・協力の一層の強化」と記載している。
- ・ 例えばアメリカにはインディアン局があり、台湾には原住民族委員会がある。日本にもそういうものがあれば、すごくスピーディではないかと思う。
- ・ そういった組織が一旦でき上がれば、スムーズに進む面もあるのだろうが、組織ができるまでには、諸外国でも紆余曲折がなかったわけではないと聞いている。
ただ、委員の指摘の趣旨は、政府が一体となってスピーディに進めるべきだということだと思うので、それはまさにそのとおりだと考えている。
- ・ 人骨の集約施設について、慰霊と研究がうまく両立しないようなイメージがあるが、ここで言う研究には二つの側面がある。
一つは、アイヌの人たちがどのような生活をしていたかという、まさにアイヌ民族の過去を知るための研究。もう一つは、あまり情報がない人骨であっても、研究を進めることによって様々

な情報を得ることができ、返還に向けた推定が可能となることもある、そういう意味での研究。
あくまでアイヌの方々のための研究ということで、この二つが両立するような形をつくるべき
であると考えている。

- ・ ポロト湖とその横にあるポント沼は一体だと思っている。汚染されていない湧水が、ポントにもある。
今は蛇口をひねると水が飲めるが、昔はそうではなかった。湧水のあるところに集落ができた。
そういう場所をどういうふうにご利用するかということ、悩める人のために利用するのがよいと思
っているし、悩んでいる人が考える場が必要だと思っている。
野外の博物館という感覚で考えるとよいのではないか。
- ・ ポントについては、民有地であるという点も含めて、懸案として認識されていたかと思う。
- ・ どのような形で人骨を返還するのか、何か考えがあるのか。
- ・ まだ検討が進んでいないのではないか。過去には、当時のウタリ協会の支部が、その地区のアイ
ヌの方々代表という位置づけで、その地域から得られた人骨の返還を受けた例があるが、現
時点において北海道アイヌ協会をそのような形で位置づけることができるのかといわれれば、そ
の当時に比べれば難しくなっているのではないか。
それに代えて、その地域で一括して遺骨を受けることができる団体、集団があり得るのかとい
うことは、かなり難しい問題。現時点では、請求者は個人であることを前提に検討しているが、
それに加えて、集団ないしは地域の代表を想定すべきかどうかについては、アイヌ協会とも御相
談をさせていただきながら、検討しなければいけないことだと思っている。
- ・ アイヌの人骨の関係については、アイヌ政策推進会議への報告案に盛り込んでいただきたい。
また、調査と並行して、検討を早めていただきたい。
- ・ 調査については、今年12月までに回答が集約されることになっているが、その後、その結
果に基づいて次のステップに進むことが可能となるように、具体的に詰めておくべき問題点につ
いては、並行して検討を進めなければいけないと思っている。
- ・ 伝承者の人材育成については、是非とも盛り込んでいただきたい。人材育成は、総力を挙げて
取り組まなければならないことだと思う。

(3) 確認事項

検討状況について、今回提示された4点の課題も含めて、アイヌ政策推進会議に報告する。

議題3 国民理解を促進するための活動について

(1) 事務局から説明

これまでの議論を基に、現時点における当作業部会の見解を整理した。

① はじめに

これまでに実施した、広報、観光、メディアの各分野における有識者からのヒアリング内容
を踏まえて、普及啓発の方向性を整理した。

② 国民理解の現状

アイヌの方々北海道に古くから住んでいることは全国で知られているが、歴史的な背景、
文化に対する知識は漠然としている。道内と道外の認知度を比べてみると、道外では情報発信
が盛んとは言えないが、道内においても必ずしも深い理解のレベルには至っていない。

アイヌ文化振興法の施行から15年経過し、普及は着実に進展してきているものの、一般の国
民の認知度には未だ課題があると整理している。

③ 目標の設定

このような現状を踏まえ、次の二つの目標を設定している。

- ・ 日本の先住民族の文化として、アイヌ文化に親しみを持ってもらう。
- ・ アイヌの歴史や文化を理解し、アイヌ文化の伝承や普及啓発の取組を応援してもらう。

二つの目標を踏まえ、認知や理解の度合いに応じて、「認知」から「興味・関心」段階の層には、「入り口」「広く伝わる」手段を、「興味・関心」から「理解」の層には、「受け皿」「深く伝わる」手段を活用して、「認知」から「興味・関心」、更には「理解」へとレベルアップを図っていく方策が必要としている。

④ 今後の取組の方向性

「認知」から「興味・関心」の初期段階の層に向けた取組としては、「認知」のきっかけとなる観光、マスメディアといった分野を軸に検討する必要がある。その際、親しみやすいイメージの形成や、一過性ではなく継続的な取組とする視点が重要であると指摘している。

・ 観光

観光を最も重要な文化交流の手段として位置づけ、アイヌ語の挨拶や、伝統的な食文化などを通じて、感性に訴求する手法が効果的ではないかとしている。具体的には、アイヌ語使用の充実、空港や駅など公共の場における展示の拡充、「語り」などの交流による理解促進、観光と連携したアイヌの伝統的食文化の活用などを提言している。

また、観光分野における象徴的な取組として、大西委員から提案のあった、イランカラプテというアイヌ語の挨拶を北海道のおもてなしの合言葉と位置づけて、関係機関の協力を得て、キャンペーン的に展開することを提言している。

・ マスメディア

マスメディアは極めて影響力が強く、親しみやすい露出を増やす方策を検討すべきである。他方、「きっかけ」がないと取り上げられないなど恒常的な活用が難しい媒体でもあるため、関係者が協力して、番組などの制作を継続的に働きかけていく、あるいはタイミングに応じて話題性のある素材の提供に努めることが重要であるとしている。

具体的な取組としては、映画、ドラマ、アニメの作成や、テレビ、ラジオの露出拡大に向けた関係者による働きかけ、マスメディアとの定期的な情報交換などを提言している。

・ その他の取組

アイヌの民話の活用、あるいは体験などによって、子どもがアイヌ文化に触れる機会の充実を図るべきであるとしている。

「興味・関心」から「理解」に至る段階の層に向けた取組としては、理解促進の「受け皿」として、インターネットの活用、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の情報発信等を一層強化することが必要であるとしている。

・ インターネット

内閣官房のホームページの改善、ポータルサイトの整備、動画等のコンテンツの充実などの取組を進めるべきであるとしている。

・ アイヌ文化交流センター

アイヌ文化交流センターでのイベントの開催、成果を発表する機会の充実などの取組を進めるべきであるとしている。

⑤ 取組に当たっての留意点

一点目は、行政や財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構だけではなく、民間企業やNPOなど多様な主体との連携の中で取組を進めていくことが重要であり、民間の担い手による積極的な取組を促すための仕組み等に関する検討が必要であるということ。

二点目は、アイヌの人々にも、こうした取組について理解してもらい、積極的な参加、協力を期待するということ。

(2) 主な意見等

- ・ マスメディアは、「きっかけ」がないと取り上げられない、費用がかかるなど、制約が大きい。そこでFacebookの活用が考えられる。

Facebookのメリットは、実名による、きちっとした情報交換が行われるという点。自分が関心を持っている人から情報が伝わるので、より入ってきやすくなるのではないかと。また、Facebookを通じて、しっかり整備されているアイヌ文化のホームページへ誘導していく仕組みがつけられるのではないかと。若い人たちが遊び感覚で始める中で、アイヌ文化の人的ネットワークをつくって

いけるのではないか。

イメージとしては、各地域のアイヌ民族の方、アイヌ文化に関心のある方から、アイヌ文化発信のFacebookの事務局に一度集約をして、そこから1つのフィルターを通して、公的Facebookに発信していくとよいのではないかと考えている。このような手法を取り入れると、あまり費用をかけずに、アイヌ文化の仲間からチームをつくり、草の根でアイヌ文化をどんどん広げていけるのではないか。SNS、Facebookを使った組織づくりについて、報告に書き加えてはいかがか。

また、「民間の担い手による積極的な取組を促すための仕組み」とあるが、実際にアイヌ文化を使っていると、アイヌ文化を勝手に流用しているという批判を受けることもある。また、使い方を間違えると、やはり問題が生じる。そういうことがあるので、利用に当たってのガイドライン、アドバイザー制度のようなものがあればよいのではないかと思う。

さらに、その先にあることだと思うが、アイヌ文化の知的所有権の保護ということで、アイヌ文化を使用する側が何らかの費用負担をするなどのイメージができてくるのではないか。私たちの地域では、今年、アイヌデザインの認定マークのようなことをやってみたいと思っている。シール制にして、そういうものから運営資金を出していくようなことをやってみたいと思っているが、これは一地域でやるようなことではなくて、もっと大きな運動になっていくべきではないかと思う。

- ・ 検討する。
- ・ Facebookを含む新しいメディアの活用は、非常に重要な指摘かと思う。また、知的財産権の問題については、具体的な取組を進めていくとのことだが、本来ならば、全国で統一的に進められればよいのだろうが、時間がかかるという現実的な問題もあるので、まずできるところから進め、その様子を見ながら、それを広げていく形になると思っている。
- ・ 国民理解を促進するための中核的な役割を担うのは象徴空間だと思っているが、全体像が見えない。例えば今ここで出されている戦略的な広報を、象徴空間においてこれからどのように具体的に実現していくのかというモデルを見せていただきたい。
何ができるときには、卵の段階からサポーターがいないとだめだと思っている、象徴空間ができた段階でPRをしても、本当の意味で、アイヌのものにも国民のものにもならない。
今の段階でここまで進んでいる、こういう像を描いているということをPRしていかないと、スタート時点でサポーターが築けないと思う。
- ・ 象徴空間が形になっていくまでには、しばらく時間がかかるのに対して、国民理解の促進は待ったなしの課題であるので、象徴空間を待つまでもなく、できるところは進めていくことが現実的には必要になるだろうと思う。そうすることによって、象徴空間そのものも国民に理解されるものになると考えている。
- ・ 核となる組織がなければ戦略的な動き方ができないと思う。Facebookの活用にしても、どこがやるのかという問題がまずある。
- ・ 確かに、きちんと体制を組まなければ、中途半端なものに終わってしまいかねない。
具体的にどこがどういう形で進めるのか、現在のアイヌ総合政策室の体制がそれに十分見合うものになっているのかも含めて、検討が必要だろう。
- ・ 国民の理解を深めるため、有識者懇談会の先生方に講演会を開いていただきたいという要望をしていたと思うが、これが今回入っていないのはなぜか。
- ・ これまで議論していなかったということだが、講演会などについては、財団の方で既に実施しているので、それを更に拡充させていけばよいのではないか。
- ・ 有識者懇談会での議論は、懇談会の委員が率先して、報告書の趣旨を広める努力をすべきだということだったと思う。今回の報告についても、当然説明が求められると思うし、求められなくても、こちらから説明しなければいけないこともあろうかと思う。

- ・ アイヌ文化振興法の施行から15年経ったとあるが、熱心に取り組まれており、啓発が非常によい方向にいていると思っている。
- ・ 15年経って、その効果は確かに上がっている。しかし、それでもまだ本質的な解決を見ていないということは、逆にいえば、それだけ問題の根が深いということでもあろうから、我々としても、更に努力を重ねるべきところが多く残されていると思われる。

(3) 確認事項

事務局で検討の上、最終案を得て、本会議に報告する。

その他

- ・ 国会決議を踏まえた対応をお願いしたい。
- ・ 熱心な議論をいただいたことに、改めて感謝を申し上げる。政府のきちんとした取組に引き上げていくように頑張っていきたい。
- ・ 8回にわたって熱心な議論をいただき、本日、3分野について当部会としての考え方をとりまとめることができた。
もともと、まだまだ考えるべきことが残されていることは明らかであり、また、先住民族政策という視点からの位置づけという考慮も必要だと考えている。そういった意味で、我々の責務は、まだまだ終わってはいないが、今の日本の実情の中で、ここまで持ってくるだけでも相当の苦労があったことも事実であり、ここまでこぎつけることができたことに感謝を申し上げたい。
今回とりまとめた内容については、本会議に報告し、できることから着実に実施していきたい。その次のステップについても、皆様の御指導、御協力をいただきながら、進めてまいりたい。

次回の日程について

- ・ 別途調整

〈了〉